



7 江監第 1 2 3 号  
令和 7 年 5 月 1 5 日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員	松 土 英 男
同	佐 竹 としこ
同	やしきだ 綾香
同	河 野 清 史

令和 6 年度第 4 回定期財務監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 1 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 令和6年度第4回定期財務監査報告書

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査の対象事項

令和4年度、5年度及び6年度における小学校、中学校、幼稚園（以下「学校（園）」という。）の財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について監査を実施した。

なお、本年度は、「特別教室（図工室、美術室、家庭科室等）における安全管理について」を重点監査項目とした。

#### 2 監査の対象施設

##### (1) 小学校（14校）

深川、臨海、越中島、元加賀、枝川、第一亀戸、香取、第二大島、大島南央、砂町、第三砂町、第五砂町、東砂、亀高

##### (2) 中学校（8校）

深川第一、深川第三、深川第四、深川第七、第三亀戸、大島西、第三砂町、第二南砂

##### (3) 幼稚園（5園）

元加賀、枝川、第一亀戸、大島、第五砂町

#### 3 監査の実施期日

令和7年1月16日から同年2月14日までのうち15日間

### 第2 監査の手続

監査対象施設の概要及び歳出予算の執行状況等の関係資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

### 第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められ、また重点監査項目の特別教室（図工室、美術室、家庭科室等）における安全管理についても、特に指摘する事項はないが、一部において不適正な事例があったので別項で意見を付す。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、各学校（園）及び関係部署に対し、口頭で改善を促した。

#### 第4 監査委員意見

学校教職員向け勤怠管理システムが導入されてから約4年が経過した。導入から約1年後に実施した監査では、学校から操作性等の課題があることを聴取したが、学校と教育委員会事務局が連携し改善を重ねてきたことで、現在は概ね順調に運用がなされていることが今回の監査で確認できた。

そのうえで、一部の学校において以下のような不適正な事例が見受けられた。

- (1) 出勤簿に打刻エラーや早退、遅刻の表示が残ったまま処理されていない。
- (2) 休暇・職免等処理簿において、子どもの看護休暇や慶弔休暇、職務専念義務の免除を申請した際の事由（摘要欄）が正しく入力されておらず、申請基準を満たしているか確認できない。

システムの導入は、一般的に業務効率の向上が期待されるものであるが、処理が滞ったり、誤った認識のまま処理を続けてしまうと、修正にも時間を要し、却って整理保管者の負担が大きくなってしまう側面もある。

各学校におかれては、システムの利点を十分活用し、整理保管者のみならず、職員一人ひとりが出勤記録の適正な処理を行われたい。

また、会計年度任用職員の勤怠管理については、令和4年度及び5年度に引き続き、今年度を実施した学校（園）においても不適正な事例が多く見られ、多様な職種や勤務形態に起因する出勤簿管理の煩雑さが常態化している。

教育委員会事務局においては、実態を今一度確認し、勤怠管理の適正性を向上させ、学校（園）現場の負担を軽減する方策がないか検討されたい。

#### 【参照】江東区立学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程

（出勤記録の確認）

第5条 職員(出勤簿適用職員を除く。以下この条において同じ。)は、自己の出勤記録を確認し、出勤、勤務の状況等に関する事実と異なる場合は、速やかにシステムにより修正しなければならない。

2 整理保管者は、職員の出勤、勤務の状況等に関する事実及び出勤記録を確認し、必要があると認める場合は、速やかに当該職員に出勤記録をシステムにより修正させなければならない。